

原議保存期間	30年(平成30年3月31日まで)
有効期間	一種(平成30年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長
(参考送付先)
各 附 属 機 関 の 長

警 察 庁 丁 運 発 第 1 5 8 号
平 成 2 8 年 1 0 月 5 日
警 察 庁 交 通 局 運 転 免 許 課 長

指定講習機関における運転習熟指導員に係る審査等について（通達）

指定講習機関における運転習熟指導員（以下「指導員」という。）に係る運転習熟指導員についての技能及び知識に関する審査等については、「指定講習機関における運転習熟指導員に係る審査等について」（平成11年11月1日付け警察庁丁運発第107号）で示しているところであるが、準中型自動車免許の新設に伴い、所要の改正を行い、平成29年3月12日から適用することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は同日をもって廃止する。

記

第1 審査

1 審査の基準、方法

審査は、別添第1の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行うものとする。

2 年間計画の策定

あらかじめ審査を受けようとする対象別予定人員やその時期について必要な情報を把握した上で年間計画を策定するなどして指導員の補充に支障をきたさないように配慮すること。

3 管理者を通じての審査申請

審査申請は、原則として指定講習機関の管理者を通じて行うように指導すること。

4 審査合格証書の交付

審査に合格した者に対しては、別記様式の運転習熟指導員審査合格証書を交付するとともに、合格者名簿等にその旨を明記しておくこと。

5 審査合格の効力

指導員の審査は、その項目、細目、方法等が斉一化されていることから、その合格の効力は、全国に及ぶものであると考えられるので、他の都道府県において指導員であった者が転入してきたときは、重ねて審査は行わず、書類又は面接等によりその資格要件を確認すること。

6 審査実施上の留意事項

- (1) 審査は、四輪（準中型免許及び普通免許）、二輪（大型二輪免許及び普通二輪免許（原付免許を含む。））の別に実施すること。

なお、別添第2の基準に基づき養成教養を実施した上で行うことが望ましい。

- (2) 審査を受けようとする者が過去6か月以内に審査細目の一部に合格している場合は、合格に係る審査細目を免除することとするので、6か月以内に少なくとも2回以上免除の取扱いがなされるよう審査の実施回数等に配慮すること。
- (3) 試験問題の出題数及び所要時間は、正誤式にあつては、おおむね50問・30分、択一式及び補完式にあつては、おおむね20問・40分、論文式にあつては、問題の内容程度にもよるが、60分の範囲で回答できる程度の数とすること。

なお、審査の方法については、正誤式と択一式、論文式と正誤式、択一式と論文式というように併合によることもできるものとする。

第2 指導員に対する講習

1 指名の基準

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第17条の規定に基づく指導員の指名の基準は、現に指導員であつて、かつ、おおむね過去5年以内に自動車安全運転センターの実施する新任運転習熟指導員研修又は現任運転習熟指導員研修を受講したことがない者である。

したがって、新任運転習熟指導員研修又は現任運転習熟指導員研修を受けた者は、その後おおむね5年以内に、現任運転習熟指導員研修を受けることとなる。ただし、その間に、既に受けたものとは別の新任運転習熟指導員研修を受けた者は、当該新任運転習熟指導員研修の受講の後更におおむね5年以内に受けることとして差し支えない。

2 留意事項

- (1) 1の指名を行うに当たっては、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、各都道府県内の指導員の現任（新任）運転習熟指導員研修の受講状況を十分に把握した上で、計画的に行うこと。
- (2) 公安委員会の審査により指導員になった者であつて、指導員に選任されてから現任運転習熟指導員研修を受けていないものは、選任の後速やかに指名し、当該研修を受講させること。

別添第 1

運転習熟指導員審査基準

審査項目	審査細目	内容	審査方法等
運転習熟指導についての技能	1 自動車の運転演習に関する観察力及び指導要領	受講者の運転演習に対し、「車両を技術的に正しく正確に操作するいわゆる車両の熟知（制御）能力」、「さまざまな交通状況や道路標識等に対する注意力及び法令遵守能力」、「歩行者や自転車等他の弱い立場の通行者に対する協力的な行動能力」及び「危険な交通状況時や対向車がいるときの追越し、側方通過時等の安全運転判断能力」等について観察し、的確な矯正等の指導ができる能力を有するかどうかについて審査する。	実技試験により行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	2 危険回避に関する技能	運転中の危険予知、危険判断についての理解ができ、必要な緊急制動、緊急回避及びバランス走行（自動二輪車）の技能を有するかどうかについて審査する。	
運転習熟指導についての知識	1 自動車工学に関する基礎的知識	自動車の特性とその限界、ブレーキ性能及びタイヤ性能等自動車工学に関する基礎的な知識を有するかどうかについて審査する。	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であること。
	2 集団討論技能に関する知識	集団討論の目的、展開の仕方及び指導要領の知識を有するかどうかについて審査する。	
	3 道路交通の場における潜在的危険に対応した安全運転に関する知識	(1) 道路交通の実態に応じた各種交通場面を模擬（シミュレーション）し、かつ、各場面に潜在する危険の予知・判断及び措置の知識を有するかどうかについて審査する。 (2) 安全運転を実践できる態度（安全マインド）を身に付けさせる指導能力及び運転中における気配り、運転マナー等の指導能力を有するかどうかについて審査する。	

指定講習機関における指導員に係る養成教養実施基準

1 目的

指定講習機関における指導員に係る養成教養を実施し、その資質を高めることにより講習の一層の高度化と均一化を図るものである。

2 教養計画の策定

公安委員会が養成教養を実施する場合には、審査業務、教養能力等を勘案し、指定自動車教習所協会等の意見を参考として年間の教養計画を策定すること。

3 養成教養の実施

養成教養は、別表の運転習熟指導員養成教養の科目及び時間の基準に基づき行うこと。

なお、同表の科目及び時間は、指導員に係る教養の最低基準を示すものであるから、それぞれの都道府県警察の実情に応じ、この基準を若干上回る教養を行っても差し支えない。

4 実施上の留意事項

- (1) 養成教養は、7日間集中して行う必要はなく、審査の日までに所定の教養科目を修了していればよいものとする。
- (2) 教養種目「基礎理論」については、四輪と二輪（原付免許を含む。）の講習従事候補者を合同で教養しても差し支えないが、教養種目「実技」については、それぞれ別個に教養を行うこと。
- (3) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けている者は、教養科目「運転適性検査実施要領」の14時間については、4時間（「初心運転者用運転適性検査90-3」の教養）として差し支えない。

別表

運転習熟指導員養成教養の科目及び時間の基準

教養種目	教養科目	教養内容	時 間	
基礎理論	1 初心運転者講習の目的と必要性 (1) 安全運転意識の向上 (2) 新たな心構え	ア 安全マインドを身に付け、ドライバーとしての社会的責任を自覚し、誰からも期待される良き交通社会人とならねばならないことを意識付けるための指導要領を修得する。 イ 講習の成果を今後の運転に活かす決意と、自己の運転能力を正しく認識し、自ら改善することを心掛けるような意識を持たせるための指導要領を修得する。	2	14
	2 初心運転者の特性	運転に必要な知識・技能が十分に定着していないために発生する初心運転者の交通事故実態や、初心運転者期間内に交通違反や交通事故を起こした者は、その後も交通事故を起こしやすい傾向にあるなど初心運転者の特性に関する知識を修得する。	2	
	3 教育心理学	講習を通じて得た知識・技能を自己の行動母型として内在化し、身に付け、それが日常の運転行動にでるほど影響の大きい講習とするため、受講者心理を踏まえた教授方法に関する基礎的知識を修得する。	2	
	4 自動車工学に関する基礎的知識	自動車の特性とその限界及びタイヤ、ブレーキの性能等、車両のシステム原理・限界等を正しく理解し、安全運転のための自動車工学に関する基礎的知識を修得する。	2	
	5 集団討論技法	道路交通の場における危険場面を設定しての集団討論の実施要領、展開の仕方及び指導要領を修得する。	2	
	6 道路交通の場における危険場面の設定要領及び指導助言技術等の実習	初心運転者が実際の道路交通の場で起こしうる危険場面の設定要領及びその場に潜んでいる危険の抽出、対応要領等について適切に助言できる技術を修得する。	4	
	7 運転適性検査実施要領 (1) 基礎講座 (2) 応用講座	ア 運転適性検査の実施、実施上の注意事項、検査粗点の算出、適性判定値算出及び性能別判定値の算出時の要領を修得する。 イ 適性診断票の作成、適性診断票の読み方、適性診断票による指導助言要領を修得する。	7 7	
実技	1 所内コースにおける運転技能の補正及び指導要領	初心運転者の特性を踏まえた課題の設定・観察要領及び不適切な運転行動に対する指導要領を修得する。	9	21
	2 所内コースにおける危険予知・危険判断の実施訓練及び指導要領	危険予知・危険判断の課題の設定要領、情報の取り方の指導要領及び緊急制動・緊急回避についての技能及び指導要領を修得する。	3	
	3 路上における運転行動の観察及び指導要領	路上における課題の設定・観察要領、交通法令遵守の指導要領、運転態度・マナーの指導要領及び交通情報の把握と的確な判断・処理等についての指導要領を修得する。	9	
教養時間合計		49時間（7日間）		

習第 号

運転習熟指導員審査合格証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、指定講習機関に関する規則第7条第5号に掲げ
る公安委員会が行う に係る運転習熟指導員について
の技能及び知識に関する審査に合格した者であることを証する。

年 月 日

公安委員会

印

- 備考1 本文中の空字部分には、講習の種類別（四輪又は二輪）を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。